

政治倫理審査会記録  
(対象議員：矢田松夫議員)

令和5年3月22日

【開催日】 令和5年3月22日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後4時5分

【出席委員】

会長	奥 良 秀	副会長	吉 永 美 子
委員	伊 場 勇	委員	大 井 淳一朗
委員	白 井 健一郎	委員	藤 岡 修 美
委員	中 島 好 人	委員	宮 本 政 志

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

傍聴議員	岡 山 明	傍聴議員	森 山 喜 久
------	-------	------	---------

【事務局出席者】

局長	河 口 修 司	局次長	島 津 克 則
主査兼議事係長	中 村 潤之介	庶務調査係書記	岡 田 靖 仁

【審査内容】

1 自由討議

---

午後1時30分 開会

---

奥良秀会長 ただいまより、第12回山陽小野田市議会議員政治倫理審査会を開会いたします。傍聴人の方が3人を超えておりますが、認めてもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）認めさせていただきます。それでは、自由討議ということで、今まで参考人の3人の方に来ていただきまして、話を聞きました。その中で新たな事由、また、争点整理の中で分からなかったこともいろいろと話が出てきました。今日は自由討議ということで、意見を出し合っていて、話を進めていきたいと思えます。そのような流れでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、ただいまより自由討議を始めます。意見がある方はいらっしゃいますか。

大井淳一郎委員 進め方としましては、事由の内容に従ってやられるんでしょうか。それぞれ関連しているので、きっちりと分けることはできないんですが、どのようにしたほうがよろしいですか。

奥良秀会長 事由ごとにやるべきだとは思いますが、1から4まである中で、前回もあったように、いろんなところに波及する可能性もあります。それ以外のことで討議になったら困りますが、この1から4の中で話ができればいいのかと思います。さばきが悪いということもよく言われますので、よく聞きながら、さばいていければいいなと思っております。御協力をお願いします。

藤岡修美委員 大井委員の質問に対して答えられたんですけども、調査請求書に対して、矢田議員がどうかを判断してかないといけないと思います。4項目ありますよね。参考人に来ていただいて話を聞く中で、この4項目以外の新しい事実が出てきたというのは、皆さん認識されていると思うんです。この項目ごとにそれを整理しながら、この調査請求書の請求内容に矢田松夫議員が当たっているというのは変かな、照らし合わせて、政倫審に該当しますよというふうな形で、前後があるかも分からないですけど、一つずつ、矢田議員が該当するかどうかを整理していったほうが、頭の中で整理していけるんじゃないかなと私は考えます。

奥良秀会長 一つずつということがありました。1に係ったり2に係ったりとかいろいろある中で、私としましても、一つずつ、1から4あるうちの1から始めて、1を全てなくしたら、2に行くというやり方が一番分かりやすいんですけど、1項目をきちんと潰してから2項目に行くという流れで進めていく形でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）自由討議として提案がありました調査請求の対象となる事由の内容としまして、1番から自由討議を始めさせていただきたいと思います。1番はもう読み上げなくてもいいとは思いますが、これについての皆様の意

見を求めます。

大井淳一郎委員　ここで問題となるのは、矢田議員が市民に対して、調査請求する前提としてきちっと説明して、納得の上で提出することをしたのかどうかということが問題になるかと思います。これはどこまでやれば丁寧な説明だったのかというところは、なかなか分かりかねるところでもあるんですが、そこをちゃんとしていたのかというのが論点になるし、ここが不十分であれば、議会の制度を知らない市民を利用したのではないかということになりますので、ここを自由討議の題材にさせていただければと思います。

奥良秀会長　議会の制度を知らない市民を矢田松夫議員がそういうふうなことをやったんじゃないかという話になっていますので、そこをどこまで認めていくかということですよ、今、大井委員が言われたのは。もう一度お願いします。

大井淳一郎委員　恐らく署名を集めるに当たって、矢田議員の立場からすれば、きちっとこの制度の趣旨とかをちゃんと説明して、納得の上で署名をしたということなんでしょうけれども、一方では、これはほかの署名でも言えるんですけども、そこは十分説明のないまま名前を書いてくれやということで行ったという可能性も否定できないというところもあります。これは森山議員のときにも議論があったんですけども、そもそもこれは自治会の出来事であって、政治倫理条例になじまないと結論づけたわけです。これは後で見解の相違になると思うんですけども、どこまで彼が理解して、説明したのかというのが、分かりかねるなと思っているんです。

奥良秀会長　分かりました。納得をしたか、していないかというところで、市民をだましたか、だましていないかというところですね。

大井淳一郎委員 市民をだましたというのは、また後になってくると思います。

伊場勇委員 政治倫理に、そもそも自治会のことは属さないのではというところで、私の意見は、政治倫理条例については、自治会内部のことは適さないと思っております。矢田議員がどういった考えの下、政治倫理条例のことを説明し、紹介して、これでやったほうが良いと言ったのかというところは、矢田議員からの事情聴取では、「私はそう思っている」と。自治会のことだけでも、議員なんだから、政治倫理条例の調査請求に掛けるべきだと思っているというところは、見解の違いかと思っております。私は政治倫理条例には属さない内容だったと思っておりますので、この点については、矢田議員が勘違いされていたんじゃないかなと思います。そこに市民の方が巻き込まれてしまったんじゃないかなと理解しています。市民はある意味納得はされている部分もあったんじゃないかなと思っております。

奥良秀会長 市民も納得されている方もいるし、いない人もいます。要は矢田議員が政治倫理条例をよく御存じではなかったということですかね。あくまで意見ですね。

宮本政志委員 伊場委員が言われたことの補足になるか分かりませんが、そもそも私らが言っているのは、矢田議員は前期の政治倫理審査会の会長されているわけですよ。そうすると、政治倫理のことをよく知らなかったというのは、あり得ないんですね。だから、知らなかったからどうこうというんじゃなくて、これはもう通用せずに、知っているんですよ。会長をされたわけですから、そういった前提で自由討議は進めていくべきかと思っております。私はそういう前提で進めていこうと思っております。

中島好人委員 昨年10月14日に矢田議員を対象とした審査会がありまして、その記録を見ますと、持っておられる方は22ページになりますけれども、奥会長から、「矢田議員は、議会の制度を知らない市民というと

ころです」と問い掛けています。そうした中で、「いきいき体操のメンバー約10名以上ばかりの自治会員に対して、矢田が文書をもって、政治倫理条例、あるいは署名方法について説明していると。署名方法について質疑があったが、誰一人異論は出なかった」ということが記録として残っています。ちゃんと説明していると私は判断しております。

奥良秀会長 矢田議員が市民の方にちゃんと説明しているということを言われたと思うんですが、宮本委員からは、矢田議員は、政治倫理条例をよく理解されているという意見がありました。そこは、ちょっと相違があります。中島委員からは、住民の方にちゃんと説明はしているんじゃないかという意見が出ました。

中島好人委員 私は審査請求の1に沿って、「議会の制度を知らない市民を利用し」とあるんで、それについて、矢田議員がこういうふうに答えたという事実関係を話したところです。

奥良秀会長 ということは、中島委員は、制度を知らない市民というか、もうそこはよく分かっているんじゃないかという御意見でよろしいですかね。

中島好人委員 はい、そうです。

宮本政志委員 よく分かっているんじゃないかというのは、誰が何についてよく分かっているんじゃないかということかな。ちょっとよく意味が受け止められなかったんですけど。

中島好人委員 私は、議事録に沿って話しているだけで、私の感想を述べてはいません。きちっと説明していると言っているのではないかと言っているわけです。

宮本政志委員 政治倫理のことについて、具体的にどういったことを聞かれて、  
どういうふうに答えて、詳しく説明したかの詳細までは、分からないから、当然、議事録にも載っていないんです。そもそも、この意味というのは、まず自治会の方々が何を問題にされて、そして何を一番解決してほしいのかと。そのことを理解している前提で、政治倫理審査会を活用してということで、こういう流れになってきましたと。政治倫理条例と政治倫理審査会のこと、先ほど言ったように会長の経験もあるわけですから、分からないはずはない。前期に会長しているんですから、議員の中でも、理解度が高いほうだというのは、これはもう確実です。だから、市民の方たちが問題視していることを、何を解決してほしいかということにそぐうか、そぐわないかという判断もできるはずなんです。会長をされたことがあるんだから、できますよ。それで政治倫理審査会を活用ということで、説明されたと。説明した事実が果たして正しかったのかというところが一番の原点で、この1番を少し考えていただきたいと思っているんです。

奥良秀会長 その点につきましては、お金が返ってくるというところと、説明責任を果たしてほしいというところとの相違点だと思います。その点につきまして、意見を求めます。

大井淳一郎委員 矢田議員の気持ちを酌めば、そういった疑惑を晴らしたい、自治会の人困っているのをどうにかしたいという気持ちで動かれたんでしょう。問題は、その手段ですよ。それが政治倫理審査会に乗せなくてはいけなかったのかということ、矢田議員はどのような状況だったのか。本当は対象にならないのを分かって動いたのか、完全に乗ると思って動いたのかにもよると思うんですよ。矢田議員のあれを見ると、何かどうも完全に乗ると思って動いている感じが、本人は自己弁護もあるでしょうけど、そういうところは否めない。第3条第1号が解釈によって、どうにでも取られるようなところもあるので、自治会の問題でありながら、対象となると確信しているところは否めないなというのがあり

ます。その点からすると、政治倫理審査会になじまないということを知っていていながらやったとは言えないのではないかなという意見もあると思います。

宮本政志委員 大井委員が言われたことは、正しいんよ。ただ、自治会の方がお金はどうでもいいと、返ってこなくてもいいんだという前提ならば、今の考えというのは、全て正しくなると思うんだけど、お金が返ってくることを望まれていたわけだから、そうしたら、政治倫理条例第3条第1号違反で認定しましたと。議長から嚴重注意と謝罪文の朗読ですと政治倫理審査会が決定しましたと。それを森山議員に科しました。それでお金が返ってきますかという話をもともと私らが主張していますよね。つまり、住民の方、市民の方が何を求めているかというのは、議員としては、まず的確に捉える。それに対する答えとか、あるいはこうしたらいいんじゃないですかという助言は、一般市民よりも、選良たる人間ですから、的確なアドバイスをしなければならない。その場で答えられなかったら、うかつに無責任な言葉を発せずに、調査して、後日答える。その中で、お金が返ってこないで大ごとやね、返ってきてほしいんやね。そうしたら、弁護士と相談するなりして、これは民事訴訟とか、司法の場に委ねて、お金が返ってくるようにしたほうがいいんじゃないんですか。あるいは、お金を勝手に使い込んだら犯罪に抵触するんじゃないの。ここを正したいんだというようなこともあれば、それはまた司法の場に行ってくださいと。議会にはその権限はありませんと。そこを言っているんですよ。だから、政治倫理審査会を開いて、そこで裁けば、市民の方々が幾つも望むことが解決できるという判断をしたことが問題だと我々3人が言っているの。別に大井委員を責めているわけじゃないよ。会長、恐らく今日の自由討議ですぐ解決しないでしょう。何度も何度も自由討議を重ねていかんと結論が出にくいんだけど、今日の自由討議でこういう方向に行ってほしくないなというのが1点あります。元請求代表者の方が昨年10月3日に議長宛てに申立書を出していらっしやいます。その三つ目に、今後は議会を含め、一切のお問合せ等につ

いては、お断りさせていただきますとおっしゃっているの。だから、今日の自由討議、あるいはこれからの自由討議で、これは元請求代表者のことをお呼びしないといけんねとか、あるいは自治会の方を呼んで聞いてみないといけんねというのは、これは絶対にすべきじゃないと私ら3人は思っています。そういう議論に入っていくときには会長が修正を加えてほしい。冒頭に言おうと思ったんやけど、流れを見て言っています。市民の方を参考人ということは、特にこの元請求代表者の方は、お断りしますと書いてあるんで、このことは重視してやっていきましょう。これは意見です。

白井健一郎委員 今の宮本委員の発言に関連するんですけれども、もう一度請求事由1番の初めの一文を読みますと、「1、矢田議員は議会の制度を知らない市民を利用し、議会の運営を損ねたこと」なんですね。市民を利用したというところを私はずっと強調しているんですけれども、私の理解によると、ここでも何度も申し上げましたが、矢田議員が意図的に害意を持って、つまり、市民を意図的にだまして、利用したという状況まで説明するべきだと言ったら、そのときには、そのとおりですと宮本委員と伊場委員がおっしゃられたと思うんです。今の説明によると、前期、政倫審の会長をやられたからには知っておくべきだった、知っているのが当然だし、知っておくべきだったと聞こえるんですよね。知っておくべきだったというのは、法律用語でいうと故意じゃなくて過失なんですよね。だから、知ってはいなかった。だけど不注意でこういうミスをしてしまったということなんですよ。どうもそこのところでいつも宮本委員の説明が私としてはしっくりこないところがあるんですよね。どうでしょうか。

宮本政志委員 私たちは、知っているはずだと断言しています。知っておくべきとは言っていないですよね。べきというのはこちらの考え方ですから、知っているはず、当然のことで知っている。理由に関しては、前期に会長をしていらっしゃるんで、知らないはずはないと。まず、その

点ですよ。先ほど中島委員に聞いたかったことは、白井委員が言われたことなの。私らの請求に対して疑問が出てくるのは、白井委員が言われた市民をほんとに利用したのかという論点ね。中島委員が議事録を読んで説明されたことを踏まえて、1行目と2行目、市民を利用したと感じておられるかというのを聞いたかったの。白井委員は、利用したとは感じていないとおっしゃったんで、これが自由討議だと思う。私どもは利用しているんだと。なぜならこうなんだと。白井委員はきちっとした論拠を持って利用していると私は思っていませんと。これが僕は自由討議と思うんで、その辺りが1番に関しては、大きな争点になると思いますね。その辺りは、ほかの委員がどういうふうはこの請求書を受け止めているか聞きたいですね。

白井健一郎委員 今の宮本委員の発言に反論しますが、前回、参考人が出された「疑惑のデパートです」というチラシをちょっと見てください。これの作成者が誰かというのは、前回の議論で特定されまして、矢田議員ではないかと言われているわけです。文書で言えば3月13日自治会総会役員会でというところから始まる中段の右のやや下のところにあります黒の三角印が三つある文章の最後の文章ですけれども、読みますと、「市議会に市民に疑惑を持たれた議員を裁く政治倫理審査会があるそうだ。もうこれに頼るしかないね」というこれを矢田議員の意見と考えたら、矢田議員は、お金の問題よりも政治倫理を追及しようと考えた。あるいはお金の返還を目的としていたけれども、勘違いして、政倫審があるんだと理解するのが普通だと思うんですよ。その点は、どうでしょうか。

奥良秀会長 発言される前に反論という言葉は言わなくても、意見の出し合いで自由討議をしておりますので、誰に反論というのは必要ないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

宮本政志委員 後半の部分をもう一回言ってもらえますか。

白井健一郎委員 金銭返還の目的を矢田議員も理解していたんだけど、それには政倫審を使ったらいいという勘違い、言ってみれば矢田議員の理解不足があったのではないか。ただ、これは仮にこうだとすると、先ほど申したように、意図的に害意をもって市民をだましたということにはならないんですよ。あくまで矢田議員の不注意だった、あるいは理解不足だったということにとどまると思います。

宮本政志委員 勘違いがあったとか、不注意というのは、過去の参考人ときの矢田議員の発言で、どの辺りでそう思われたか教えてもらっていいですか。でないと、単なる白井委員の臆測であり、主観になりますよね。今、勘違いがあったのではないか、不注意だと私は思いますと言われましたが、その根拠がありましたか。参考人にどういう発言がありましたか。

白井健一郎委員 私は参考人の発言ではなく、黒三角印の3文目を読んで合理的に理解したんです。宮本委員もこの3文目をちょっと読んでいただきたいんです。これは矢田議員が書いた文書だとされているわけです。

奥良秀会長 暫時休憩します。

---

午後 1 時 5 5 分 休憩

---

---

午後 2 時 1 0 分 再開

---

奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、審査会を再開します。自由討議を再開します。

白井健一郎委員 令和5年3月10日の政倫審で私が矢田松夫参考人に、「市民の方は、お金の返還が唯一の目的だったわけではないということですか」と質問したところ、矢田参考人の発言が続くわけですが、それを述べます。「それは本人を参考人でお呼びして、お越しいただいたときに、

そういう話をしていただければ分かりますが、私はこの立場では、私はそういうことは一切ありません。お金が返ってくるということは一切ありません」。宮本委員、「白井委員の質問も非常に重要なところで、この自治会あるいは当時の会長が何を求めていたのかというのを教えてください」。矢田参考人、「ずばり公金の不正疑惑、これ1本です。これを明らかにするということだけです」。この後も続くわけですがけれども、取りあえずここで止めます。そして私の意見を続けますと、先ほどから宮本委員は、元請求代表者の希望というのは、言ってみれば、お金の返還が唯一、あるいはそれに近い目的であったので、矢田議員としては、政倫審を選ぶべきではなかったんだけれども、政倫審を選んでしまったと。それを矢田議員の実力といいますか、矢田議員が前回、政倫審の会長をしたことがあるし、このような場合に政倫審を選ぶのは、手段として間違っているにもかかわらず、それを自分が知っていながら、あえて、市民を政倫審の場に巻き込んだというか、市民を利用して政倫審を立ち上げさせたとおっしゃっていると思うんです。ただ、お金の返還が唯一の目的だったかというところが、そもそも私は疑問に思っているんです。矢田議員も今のところで、公金の不正疑惑を追及したいということをおっしゃっているんです。それには政倫審が適当だろうと矢田議員は判断したんだと思います。ということは、あえて市民をだまして、市民を利用して、政倫審に引きずり込んだというのではなくて、矢田議員としては、公金の不正疑惑を追及するには、政倫審の場がふさわしいのではないかと思っていたんです。それを宮本委員が、いやそれは間違っていたと判断しているだけなんですよ。私の理解はそういうことです。

奥良秀会長 白井委員が言われたのは、政治倫理条例をよく知らないというか、分かっていなかったところで進めていった。宮本委員は、前期のときに会長まで務められて、政治倫理条例のことはきちんと分かっているから、どういったことが政治倫理に引っかかるか分かっているはずなのに、おかしいじゃないかというところが争点になっていると思うんです。

大井淳一郎委員 これに関連して、自治会内の出来事が政治倫理審査の対象となると解釈したから、そういう説明をしたのかということ矢田参考人に聞いています。「そういうことです」と言っていますので、解釈なんですけども、矢田議員は、第3条第1号の職務に関しては、自治会内も含むんだと、議員として動いているんだからというような形で答えております。ただ、宮本委員が言われるように、前回、政倫審の会長をしております、山田議員が対象議員だったんですけども、弁明の機会の付与ではっきりと、政治倫理とは、辞書で検索すると汚職、不正のことだと。単なる議員のモラルを規制するものではなく、議会外の行為として議員が職権を乱用しての汚職や不正を防止し、規制するために作られた条例ということで、弁明の機会の付与もされております。そういうことからすれば、矢田議員は、解釈としては誤った解釈をしているんじゃないかということは否めないと思っております。

宮本政志委員 白井委員の言われることも分かります。我々3人としたら、一つ訂正というか、誤解していただきたくないのが、お金だけが戻ればいいというような論点じゃないんですよね。さっきも言いましたけど、お金も戻ってきてほしいでしょうし、それから不正というのをちゃんと明らかにしたいとか、ほかにも様々な理由があるかもしれない。別にお金一本でという話をしているわけじゃない。前期の政倫審の会長のことは大井委員が詳しく言ってくれたんで、もう触れませんが、基本的にお金のことなり、あるいは不正があるんだと相談を受けたら、不正は何なのかといったときに、こういうことがある、こういうふうな想定がされるということだったら、例えば、弁護士を紹介してあげましょうとか、あるいはこれがもし刑事に抵触するんだったら、これは警察に相談してみたらとか、あるいはそういったことも踏まえて、弁護士をちょっと紹介してみようとか、一歩立ち止まって、市民とか、住民のために一番いい方法というのは何だろうかをきっちり議論したのかということなんです。それをせずに、政治倫理というもので、それを審査会にかけたら、市民の方々が望むことが解決されるというふうな認識を持ってい

ることこそが問題だと言っているんです。よく理解していなかったという事はないですよと僕は言っているの。ただ、白井委員が言われるのは、自由討議では、相手が言うことを早々に否定することじゃないんで、白井委員は白井委員の主張がある。我々3人は、我々3人の主張がある。つまり、白井委員の先ほどの意見に関しては、別に否定はしておりません。するつもりもないけどね。

伊場勇委員 市民を利用したかどうかというところのもう一つの材料になるところは、8月22日に出された調査請求のこともあると思います。結果的に取り下げられました。理由としては、体調の関係とか、いろいろございしましたが、ほかの参考人を呼んで、我々が出している政経ジャーナルの内容については、お金を戻してほしかったんだということが本当に大きかった。そこについては、市民の方も元請求代表者の方も勘違いされていたのか、信じ込んでいたのかについては、矢田議員が関わっていらっしゃって、8月22日に出された請求書自体も矢田議員が作られたということは事実として出てきました。結果として取り下げられたというところを見ると、意図とは違ったことになってしまった。その理由は何なのか。そこを利用したんじゃないかというところについては、結果を見て、利用したかどうかとなると、矢田議員に対しては、一連のことを全部踏まえてですけども、この大きな項目1については、意図的にやった部分も否認しないと私は感じてしまう。そこは私の意見ですけど、申し上げます。

中島好人委員 私はただ単に自治会内の問題ではないと判断しているんです。単に自治会の会計処理にとどまらないというか、何百万円も3年間にわたって自宅に保管していたこと自体が、自治会を飛び越えて、いろんなところで話題になっていたわけですよ。議員がそういうことをしたとなると、その説明をしてほしい、説明責任があるのではないかということで、僕はそういう判断をしているわけです。自治会内の問題なので、これはもう解決済みだという文書等もありましたけども、自治会という

のは一つの組織ですから、一定の手順を踏んで、そのことが解決したとなると思うんです。例えば、総会を開いて、「この問題は解決されたということですのでよろしいですね」、「はい」というふうに決議して、解決されたということが筋だと思うんです。ですから、一個人の判断で解決されたと思っているので、そのこと自体は無効だと思っていますけども、委員会の中でそういうふうに決定されたんで、中身としては取下げというか、そこについては取下げになったわけです。僕はそう思っています。あと矢田議員は、説明責任を果たしているし、利用したとは思っていません。180人の方が解明してほしいと思って署名をしたわけですから、そうした人たちに対しても御無礼ではないかと思うんです。矢田議員は、そういう市民の思いを捉えようとしたのではないかと思っていますから、僕は利用したとは思っておりません。

宮本政志委員 中島委員が言われた中で幾つか疑問が出たのが、解決したことで自治会の手順のことをおっしゃったんだけど、その辺をちょっとお聞きしていいですか。つまり、ちゃんと手順が踏まれていないから解決したということには信ぴょう性がないんじゃないかと僕は受け止めたんだけど、それについてちょっと詳しく教えてもらえますか。

中島好人委員 政経ジャーナルにも、そういうふう書いてありますし、自治会内では解決されたという記述があるんで、そういう記述があるのはおかしいのではないかと思っています。自治会は一つの組織ですから、組織の判断というのは、一定の手順を踏まなければ、そういう結論は出ないと思っています。一会長なりの個人的な思いで解決されたと思わざるを得ないと思っています。だから、組織的に解決された問題ではないと捉えています。

宮本政志委員 組織的に解決されたことにはならないという答えが一つね。もう一つは、一個人とかおっしゃっているんだけど、もともと、元請求代表者の方は、一個人として請求をしたと。つまり、自治会を代表して、

署名をもらいに行ったり、あるいは代表して請求したりとかじゃなくて、あくまで、個人の考え方、一個人の行動ということですね。

奥良秀会長 暫時休憩します。

---

午後 2 時 2 0 分 休憩

---

---

午後 2 時 2 6 分 再開

---

奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、審査会を再開します。個人を特定できるような言葉がありました。そこは全て元請求代表者に統一させていただくとともに、今からの発言に対しても、皆さん気を付けていただいて、元請求代表者ということで発言をお願いしたいと思います。

宮本政志委員 奥会長の御意見はごもっともで、先ほどの質問に対して中島委員にお考えを聞こうとしたんだけど、今の会長の意見を前提にすると、答えるのが少し難しいね。先ほどの質問を取り下げます。

奥良秀会長 分かりました。ほかの委員の方で自由討議をしております 1 番の事由に関連しての意見を求めます。

伊場勇委員 8 月 2 2 日に請求書が出された後、取り下げられたじゃないですか。その理由について、どういった認識で判断されているのか、そこについてちょっと教えていただきたいんです。

中島好人委員 昨年の 1 0 月 2 8 日に樋口参考人に来ていただいたときの私の質疑に対して回答がありました。その中で一番大事なのは、政経ジャーナルの表の一番下なんですけども、これでは、1 0 月 2 8 日の 4 8 ページから 4 9 ページになります。政経ジャーナルと同じ文章なんですけども、ここに「黒幕は同僚の市会議員」の枠があるんですよ。ここ

のことですね。「この中に「推定無罪な者に対し、警察への告発もなく、捜査もない中で、横領違反容疑という表現は、市民に対して、いかにも捜査が進んでいる容疑者であるかのような表現で問題があると考えます。そして、これらは市民の権利の乱用に当たるのではないかと感じています。森山氏の問題とは別に、これは記事として書かせていただくことになります」とありますけれども、こういうことを元請求代表者に話したというのは事実ですか」と問いました。すると、「事実です」と答えました。元請求代表者の立場で考えてみますと、何かに書かれる、別個に書きますよ、広く市民に書きますよとなるわけですよ。となると、それは、ちょっと怖いというか、〇〇みたいな形にもなるわけですよ。ですから、僕はそういうことによって取り下げたと判断しました。判断したのは、そういう理由です。

宮本政志委員 簡潔明瞭に言ったら、元請求代表者が取下げた理由は、あんなのことを書くよと言われて〇〇〇〇から、取り下げたんだと思っていますということでもいいかな。

中島好人委員 そういうことです。これは問題点を指摘しているだけじゃなくて、広くいろんな意味で書きますよと言っているわけですから、それは、ちょっと怖いとなるわけです。こういう発言の後に、取り下げたというのが事実でしょう。取り下げたのはどう思うかというから、この記事をそのままを言ったわけです。この記事がそういう内容ですから、森山氏の問題とは別に、これは記事として書かせていただくことになりまして言っているわけです。その後も続いて、裏には、「これは私が書いたんではない」となってきたわけですから、そういう理由で取り下げたのではないかと思います。本人がおらんからあれですけど、政経ジャーナルから当然、推測されるし、本人もそういうふうにしたのは事実だと事実確認はされているわけです。取り下げた理由がそこにあるのではないかと私は判断しているところです。

宮本政志委員 先ほども言いましたように中島委員の意見というのは否定する必要はないんで、それは中島委員の感覚です。今の中島委員の発言に対して、自分の考えを言わせてもらおうと、私も共産党の明るいまちに何回も書かれています。あんた共産党に何かしたら書きますよというなら、どうなんですかというようなことを言っているのかもしれないけど、いや、僕は別に間違っただけをしていないという自信があるから、別段、〇〇〇〇とも思わんし、そういった気持ちはない。つまり、中島委員が言われたことに自分なりの主観を言うんであれば、もしかしたら、そこで大きな勘違いがあったのかな、これは私の臆測ですよ。あるいはこれはいけんことをしてしまった、いや、こういうつもりじゃなかったのにとかという、もしかしたら、少し反省の念とか、あるいは少し判断に勘違いがあったかなという気持ちがあれば、そういったことに関して、追及されるようなことが書かれるのであれば、それは、やめていただきたいなという気持ちがあったんじゃないかな、これは臆測ね。さっき中島委員も臆測で〇〇〇〇と。僕は、そうじゃないよということを今言っている。〇〇〇〇から取り下げたということが、1番のどの辺りに該当して、どうなんだということを詳しく結びつけて教えていただいていいですか。

中島好人委員 もう一度言いますと、森山氏の問題とは別に、これは記事として書かせていただくことになりますよというところから僕は判断したということです。

奥良秀委員 そこが事由1のどこに引っかかるかというところですが。

中島好人委員 伊場委員から、取り下げた理由はどう思われるかと聞かれたんで、こういうことによって取り下げたんじゃないかと答えただけです。質問に答えただけです。答えないほうが良かったですか。

奥良秀会長 1の内容からちょっと外れるところがありましたので、きちんと1に戻りまして、1の内容につきまして自由討議をお願いします。

藤岡修美委員 矢田議員が政治倫理条例を正しく理解されて、森山議員に対しての調査請求書を、元請求代表者と協力してという言い方をしますけど、出したのか。それとも、矢田議員が理解不足なのか。知っていて、理解した上で、元請求代表者と協力して調査請求書を出されたのか。どっちにしても市民をミスリードしたという事実は消えないんで、矢田議員の責任は追及されるべきであると思います。私は、1番に矢田議員は該当すると考えております。

奥良秀会長 藤岡委員から、ミスリードということがあったんですが、先ほどから出ているように、会長もやられているということで、よく知っているんじゃないかというところもありますので、1番に該当するんじゃないかという意見です。

藤岡修美委員 もう一つ補足しますと、矢田議員が審査会で警察に行かれたという事実も言われました。これは、矢田議員は、解決方法を別に探っておられて、自治会内の問題ということで警察にも断られているのに、あえて政治倫理審査会に調査請求書を出したというのも、すごく問題なところではないかと私は考えております。違う解決方法があったのに、次元の違うというか、本市議会の政治倫理条例には該当しない自治会の問題を持ち込んだ。ほかにも動きをされた上で、あえてそれをされたということにすごく違和感を私は覚えます。

大井淳一郎委員 藤岡委員の言われたことに関連しまして、私もふに落ちないです。矢田委員に聞いたことは、「確かに問題かもしれませんね」と。「それならば、森山議員に「問題なっているぞ、どうにかならんか」と間に立って解決すべきではなかったのか」ということを言いました。そうしたら本人は、「もう、そういう状況ではない。請求者側に付いているから、それどころじゃない」の一辺倒でした。私はやっぱり矢田議員は、元は同じ会派であったんですし、問題になっているということを森

山議員にちゃんと言って、解決を探れば、皆さんが望んでいること、つまりお金を保管している分を通帳に入れるとかという話にもつながったと思うんです。手段を間違ったということは、どうしてもここは強調しておきたいと思っております。これは4番にも関連してはいますが、1番で藤岡委員が言われたので、関連して私も述べさせていただきます。

奥良秀会長 委員から、ミスリードというのが出てきているんですが、委員の意見を求めます。

白井健一郎委員 この政倫審の初めの頃からずっと一貫して、対象議員が森山議員のほうの政倫審について、これは政倫審で取り上げるのはおかしいんだという前提でずっと話が進んできたと思うんですけれども、私は中島委員と同じように政倫審の対象にしてもいい事案だったのではないかという理解です。先ほど藤岡委員がおっしゃった意見というのは、政倫審におよそ不適當なんだという考えを前提として述べていますが、その前提自体が私は違います。そういうことです。

奥良秀会長 そういうことというのはどういうことか、もうちょっと詳しく。

白井健一郎委員 藤岡議員は、そのことを理由として1に該当するとおっしゃっていますが、私はそうは思いません。

藤岡修美委員 そこは政治倫理条例に対する理解の違いだと思うんですけども、あくまでも議員の立場を利用しているので、政治倫理に関わる問題だと思います。森山議員の自治会長の仕事とはまた次元が違うところで、そこは争点にすべきではないと私は考えています。

奥良秀会長 自治会長の仕事と議員の仕事で、政治倫理条例の中に当てはめられるのか、当てはめられないのかという話になっていますね。

大井淳一郎委員 森山議員に対する請求を否としたのは、自治会内の出来事は政治倫理になじまないと。矢田議員のこれはなじむのかということ、取り上げたことは自治会のことですけども、矢田議員は、政治倫理審査会というステージに乗せようとした。後ほど言いますようにチラシも作っているということで、議員として動いているということですから、この一連の行動は政治倫理の問題だと思っております。1番の最後に、「正に政治倫理の問題であること。」は、これはそのとおりだなと思えます。ですから、森山議員は違う、矢田議員はそうだというのは、そういった理由からです。

奥良秀会長 自治会で動かされたのと、議員としていろいろ動かされたところで、政治倫理条例に乗ってくるか、乗ってこないかというところですよ。1番に関しては、議員として動かされたから、ここに当てはまるという御意見ですね。

宮本政志委員 白井委員も藤岡委員も1に該当するかしらないかの意見を述べております。冒頭言いましたように、この自由討議というのは恐らく今日一度で終わって、すぐに結論を出しましょうということにならない可能性が高いんで、自由討議は何度か繰り返されるでしょう。だから、今日の自由討議の段階においてはという前提で、皆さんは意見を言っているんですよ。それを確認しとかんと、白井委員がこう言われた、大井委員がこういうふう結論を出された、藤岡委員が結論を出された。我々も結論を出し、中島委員も言われた、「もうこれ」というふうになると、少しこれはどうかと思う。先ほどの白井委員の意見というのは、政治倫理条例そのものについての疑問ですよ。日にちは忘れちゃったけど、私は本市の政治倫理条例そのものに改善すべき点があるというふうな発言をしたと思います。だから、白井委員の発言も否定できないし、藤岡委員と私と伊場委員の意見は一緒ですけども、否定されるべきものではないという考え方があって、政治倫理条例は非常に深いんです、地方自治法にも絡んでくることでもありますから。今、結論を皆さんがば

つと言われていますけど、その前提で結審というか、導かれるわけじゃないでしょ。それを確認したいの。

奥良秀会長 私も今日自由討議で、今まで参考人等をお呼びして、意見を聞いた中で、この1から4番の事由に対する意見を出し合って、事実を深めていければと思っております。ここで話し合ったことの議事録を作って、また精査してという繰り返しの作業が続くかもしれませんが、事実を突き詰めていければと考えております。ほかに1番について御意見がある方はいらっしゃいますか。

宮本政志委員 白井委員には再確認になるかもしれないけど、中島委員と白井委員にお聞きしたいのが、昨年10月27日に森山喜久議員に対する政治倫理審査会において、自治会内で問題はもう解決しているので、調査請求としては成立しないとか、あるいは政治倫理条例の目的は政治の不正や腐敗を防止するものであり、議員がその権限や地位を不正に行使して自己又は第三者の利益を図ることを防止することであり、一般的な倫理と政治倫理は明確に区別するべきものであるといった理由から、そもそも政治倫理条例に基づく調査請求が適さないといった意見が出て、その結果、調査請求は政治倫理条例に基づく調査請求として適さないという決定がされた。否定はしませんが、この決定に関して納得できない、異議がある、これには賛同できないというふうに2人は考えておられるのかを聞きたいんです。

中島好人委員 この問題については、私は、まだ疑惑が解明されていないということで、伊場会長に対して文書で7項目ぐらい、こういうのを聞きたいと文書を出したんです。本人に来てもらえれば一番いいけども、来てもらえなければ、文書回答でもいいから、こういうのを解明してもらいたいと申入れを行っておりました。しかし、その審議に入る前に適か否かということが問われて、否となりました。私の思いはうやむやになっているので、すっきりしていないというのが私の状況です。（「尊重する

のか、認めないのか」と呼ぶ者あり) いや、私がこういうことを解明すべきじゃないか、7項目ぐらい解明されていない、1回目に全部聞けなかったので2回目も聞きたいということで、委員の皆さんにも文書で出したと思うんですけども、その審議に入る前に、この審査会そのものに適か否かを問われて、否になったんで、私の質問は、そのままやむやになってしまったと。今の問いについては、そういうことについてどう思われるかと聞かれたんで、私としては、納得がいかないという状況になっているということです。

白井健一郎委員 私は、もう一つのほうの政倫審の結論について、委員として言う立場にないと思っています。ただ、聞いてみれば、私の考えとは確かに違うなと思います。ただ、それは一般市民として、私の考えを言っただけです。

宮本政志委員 なぜそれをお聞きするかというと、今、政治倫理そのものについて議論に入っていきることになっていますよね。全体的には言わんけど、ところどころで政治倫理そのもの、条例も含めて何なのかというところから入っていったときに、参考として、2人は、前回の適否の否となったことに関して、どういうふうにお考えなのかと思って、それをお聞きしたの。別に否定するつもりじゃないのよ。それに対しては、政治倫理条例とはこうなんだ、ああなんだというところにも、そもそもの主観とか概念とかといった考え方が、もともと違うのであれば、そこを理解するような議論をしていくように一生懸命しているんだけど、余りそれを一生懸命、我々はこうなんですよ、政治倫理とはこうなんです、政治倫理条例とはこうなんです、政治倫理審査会とはこうなんですと幾ら主張しても、全く考え方が違えば平行線ですよ。その意味で時間的なものも考慮して、2人の意見を聞いたんです。それを白井委員は分かってくれたかな。

奥良秀会長 前回の適否の問題については、2人はなかなか納得していないと

いうことも分かりましたし、宮本委員からも政治倫理条例の中でも不備じゃないですけど、分かりにくいところもあるという意見もありました。

伊場勇委員 市民を利用したのではないかというところは、元請求代表者が出されたものが取り下げられたところに尽きるかなと思います。このことについては、取り下げられた理由を三つ樋口参考人がおっしゃいました。一つ目は、樋口参考人が間に入るのであれば、解決の糸口が見えたという判断をされたということ。もう1点目は、元請求代表者本人がこれは政治的に利用されたんだと思われたこと。そこには少し怒りというものがあったと聞きましたが、もう疲れたんだというところが2点目。もう1点は、元請求代表者が一緒に行っていた署名活動の方々に対して、政倫審に請求者は出なくてはいけないですから、「一緒に来てくれ」と言ったときに、「元請求代表者1人でやってくれ」と突き放されたこと。「何で自分だけでやらなければいけないんだ」というところも樋口参考人から証言があった。この三つも含まれるんじゃないのかな。もちろん中島委員がおっしゃった怖いと思った部分もあったかもしれませんが、事実として参考人からお聞きしたこの三つも含まれると私は理解しております。そうすると、利用されたと元請求代表者本人が言われているのであれば、この「市民を利用し」というところは、利用したんじゃないのかなという考えです。

奥良秀会長 次に進んでも大丈夫でしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）次に事由2に移ります。

大井淳一郎委員 この件につきましては、元請求代表者が出された調査請求書に、このような横領違反容疑という言葉があります。これは後で分かったことなんですが、矢田議員が書かれて元請求代表者が署名しているという形になっております。この横領違反容疑という文言を市民が発したかの表現というのは、矢田議員が文書を書いていることからすれば、矢田議員が使ったということですので、やはり議会人としてこのような表

現をすれば、森山議員がどういう思いをされるかということは、考えながらやらなければいけないと思っております。これは後ほど共産党議員団と3人で出されたきは、表現が不正経理となっているように、業務上横領容疑という表現は、もともと適さない表現を使ったということは問題視しなければいけないと思っております。

奥良秀会長 横領違反容疑という言葉が問題であり、市民の人格を疑われるということですね。

大井淳一郎委員 業務上横領違反ということは、刑事罰ですので、森山議員の社会的評価を下げしめる行為です。この調査請求で議会人が使ったというのは、問題かと思えます。一般市民なら、まだ許されるかもしれませんが。

奥良秀会長 ほかの委員の意見を求めます。大井委員の発言は、4番のところにもつながってくるかもしれませんが、2番についての意見を求めます。

白井健一郎委員 今の大井委員の発言は、勉強になりました。私は、ずっと法律を勉強してきたので、例えば、横領という言葉なんかも結構しっくりきているわけです。新聞なんかを見ても、こういう犯罪をしたというのがあります。それは大体逮捕時に実名とともに出るんですけども、そこまで至っていない段階では大体匿名が原則になっていると思えます。とにかく私が言いたいのは、政治の世界では法律違反は結構致命的なマイナス評価につながりますので、横領という言葉の使い方、要するに犯罪に当たるんだという表現は、まだ明らかになっていない時点では、できるだけ抑制的にすべきじゃないかなとは思っています。

奥良秀会長 言葉の使い方というか、表現にちょっと問題があったというようなところでした。

伊場勇委員 この言葉は、議会にふさわしくない言葉で、取り下げられた請求書に書かれたものですが、矢田議員が作られたと。ただ、業務上横領という言葉がどこから出てきたのか矢田議員に聞いたときに、請求書の文章についての言葉のチョイスは矢田議員がされたと。しかし、この言葉については、自治会の役員会でも使われていたし、元請求代表者も使っていたというところだと思います。その後、10月14日に矢田松夫議員を参考人として呼んだときに、横領と断言していいんですかという話があって、矢田松夫議員は、年度をまたいでそれを戻すという行為について、これは横領じゃないのか、正に横領だと思いますよと断言されているわけですね。そういう答弁があるのを鑑みると、この言葉をチョイスしたのは矢田議員であって、自治会内の問題でいろいろこういう言葉が出たかもしれませんが、正に矢田議員はこれを横領だと思っていたからチョイスしたんじゃないのかなと思います。その言葉については、司法じゃないので本当にふさわしくないという一言に尽きるんじゃないですかというところでは。

奥良秀会長 自由討議なので、皆様の意見を求めます。言葉の表現がよくなかったというところ。自治会の集まりの中で、そういう言葉が出たにしても、議員として、そういったものを断定して言うことはよくないという意見も頂いております。

宮本政志委員 2番をよく読んでください。横領違反容疑という言葉を使ったからうんぬんと書いていません。市民が発したかのような表現によって、その市民の人格が疑われることになったと書いてあるんで、横領容疑という言葉を使ったからどうこう、使ってなかったらどうかという議論じゃないですね、我々3人が言っているのは。その辺りは、しっかり御理解いただいた上で自由討議を進めていただきたいと思います。

大井淳一郎委員 宮本委員の言われるように、市民が発したかのような表現ということですね。形式上は元請求代表者名義で出されております。市

民が出しているから横領違反容疑で使うのも、通常感覚ではあり得るのかなと一見思うんですよね。後々分かったことなんですけど、矢田議員が書いているんですよね。そういう意味からすれば、市民の名前を使った行為ということは言えるでしょうね。そこは少し問題だろうと思います。そういうことですね。はい、分かりました。

奥良秀課長 ほかに意見がある方いらっしゃいますか。3番に入る前に休憩というか、2番は皆さんどうでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、休憩を取りたいと思います。3時10分から再開したいと思います。それでは休憩に入ります。

---

午後3時	休憩
------	----

---

---

午後3時10分	再開
---------	----

---

奥良秀課長 休憩を解きまして、政治倫理審査会を再開いたします。

中島好人委員 先ほどの私の発言で不適切な言葉を発しましたので、会長で精査して、取消しをお願いしたいと思います。よろしく取り計らいをお願いします。

奥良秀会長 中島委員から不適切発言があったということなので、私に一任していただいて、削除という形でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのようにさせていただきます。自由討議を継続します。2番まで進みました。次は、3番に入ります。3番につきまして皆様の意見を求めます。

大井淳一郎委員 これについて矢田議員に聞いたところ、一切虚偽の説明はしていない、市民もだましてないと言いました。当然、彼の立場ならそう言うでしょうね。彼は完全に政治倫理条例の解釈をすごく広げて解釈し

ているところからすると、なかなか虚偽とは言えないのではないかという考えもあると思うんです。創政会は、請求書を出されておりますが、いや、それでも虚偽の説明したんだ、市民をだましたと主張を裏づけるものがあれば、参考までに聞かせていただきたいと思います。私自身は、ここは確証を持ってないところがあるんですよ。

宮本政志委員 それは物すごく簡単で、ここにそのまま書いています。1行目、2行目に「矢田議員は政治倫理審査会がどのような機関であることを認識しているにもかかわらず」、つまり、分かっているんでしょうということなんです。それが理由です。

大井淳一郎委員 そうなると、結局、自治会のことを政治倫理審査会で取り上げるべきかどうかというところの認識に違うところがあるかもしれませんね。請求者は、恐らく政治倫理審査会は、自治会の出来事は対象じゃないから、ないと分かっているんでしょうということを知りたいと思うんですけれども、多分矢田議員は、それが分かっていたのかなと思うんです。森山議員の一連の行為が政治倫理審査会になじまないと分かっていたんでしょうということで請求者の3人は出されていると思うんですけど、でも、矢田議員は、自治会の出来事も政治倫理審査会になじむと思っているんじゃないかなと思うんです。そこで見解の相違があるんじゃないかというところがしっくり来ないと思っていますんですよ。虚偽の説明をしたとは言えないんじゃないかというところですよ。

宮本政志委員 それは分かります。なじむと思っていたということではなくて、冒頭にも言ったように、政治倫理審査会の会長までされたんだから、政治倫理審査会はどのようなものであるかは、正確に理解していると。私らはこう書いているんです、「認識している」と。にもかかわらず、そぐわないかどうかの勘違いとかじゃなくて、そぐわないということを知っているにもかかわらず、このように金員の返金とかといった虚偽の説明をした。正にここに書いてあるそのものを私らは言っているんです。

大井淳一郎委員 議会人とすれば、当然分かっていなくてはいけないよねというレベルだと思うんです。矢田議員は、どこまで認識しているかなというのは、矢田議員にはちょっと失礼な言い方で申し訳ないけど、いささか疑問だと思っております。あと虚偽の説明をしたということなんですけど、もともと求めていた金員の返金の実現できると説明したかどうかですよ。矢田議員は、完全に否定されていますので、ちょっとここは、どうしても行き違いがあるかなと思うんです。我々がこれを認定するためには、虚偽の説明したんだということを裏づけるものがないと認定が難しいんじゃないかと思う。もし何かあれば。

宮本政志委員 これは物すごく難しいところで、もともとこのことは、矢田議員を参考人として呼んで、否定した場合に、本当はどうだったのかと聞いて、また元請求代表者の方を参考人として呼び出して、聞くことができれば、そこでとなったけど、先ほども言ったように、もう一切関わりたくありませんということでお呼びすることはできない。あとどういったところで判断していくかというのは、前回までの一連の政倫審の中で、矢田議員が数々発してきた発言が全て正しいことを言っているのか、あるいは虚偽が幾つも入っているのか、その辺りは、矢田議員の信ぴょう性を見ることができますよね。私ら3人が話をするのは、もともと審査会の会長をしているんだから、当然事実は分かっていたと。3番はやっぱりこうだなと。それに対して、参考人のときに矢田議員はこう発言したと。しかし、それは本当に信頼できるのというところに関しては、こういった虚偽と言えることもたくさんあるんじゃないかというので、私たち3人はもう論点整理しております。それが根拠の一つかな。

奥良秀会長 ほかに意見がある方はいらっしゃいますか。なかなか虚偽を説明というか、証明というのはできないんですけど、創政会では、そこはきちんと論点整理ができているということは分かりました。ほかに何か意見がありますか。別に今日で終結ではないので、なければ、次に4番に

移ろうと思うんですが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）  
それでは事由の4番に移りたいと思います。御意見がある方はいらっしゃいますか。

大井淳一郎委員 前回の政治倫理審査会で様々な資料が出てきて、大変重大な事実が幾つか明らかになりました。矢田松夫記と書かれたものについて、内容については、やや問題があるものの、これは矢田議員の政治活動の一環ですので、余りとやかく言うつもりはありません。そのほかに出ている、特に問題となったのは、「疑惑のデパートです」と書かれた怪文書、出所のない怪文書です。黒塗りにしてあるところもあるんですけども、これを矢田議員が書いたのではないかという証拠が出てきました。私は、これや別の資料も矢田議員が書いたんですかと聞いたら、「私は一切関わっていない」と言っていますので、これは虚偽答弁ではないかと言わざるを得ないというところがあります。そこまでして、同僚議員の名誉を損なわなければいけないのか。先ほども言いましたように、特にこの「疑惑のデパートです」の中身については、森山議員にかなりダメージを与える行為で、不正経理にとどまらず、着服をにおわすようなところも書いてありましたので、非常に問題であろうと思っています。これは重大なところであろうかと思っています。取りあえず、以上とします。

伊場勇委員 大井委員が言われた「疑惑のデパートです」という俗に怪文書というものだと思います。差出人が誰か分からなくて、内容的には誹謗中傷等が連想されるようなものがあったり、これをちまたで拾った方は、ポストに入れたり、落ちているのを拾った方が読んだ場合には、それなりの影響を与えるような文書、正に怪文書だと思います。そういったものを出すということは、自身のことを書かれている森山議員の名誉を傷つけることに当たるんだと思います。そこに至る矢田議員の心境は、矢田議員本人しか分かりませんが、意図的な悪意のようなものがなければ、こういったことも怪文書として出さないんじゃないかなと思っています。

「疑惑のデパートです」という文書について、樋口参考人が音声データを出されました。樋口参考人は政治団体の方でもございますが、一市民でもありまして、これは全部自分の責任で音声データを出しますと、覚悟を持って出された、証拠として出されたものについては、しっかりこちらとしても受け止めなければならないと思います。本当であれば、例えば、警察がすることを想像してみると、矢田議員のパソコンのバックアップを取るとかをするかもしれませんが、議会として、また、審査会としてはそこまでできませんので、今そろった情報から判断していく中で、この文書については、本当にあってはならないことだと思います。加えて、この文書がきっかけで事が大きくなってしまった。森山議員に対してもさらにいろんな考えや批判等もあったんじゃないかと感じられます。

奥良秀会長 今回の説明があったところで、この4番の、同僚議員の名誉を損ねたとか議員の名誉を傷つけたとかというところの説明ということですね。意見ということですね。ほかに意見のある方はいらっしゃいますか。

藤岡修美委員 4に限って言うと、結局、森山議員をおとしめるようなチラシが目的で政倫審への調査請求書を出されたのではないかと臆測を呼んでしまいます。自治会の会計問題よりも、そうではないかという臆測を呼んでしまうようなチラシの中身であったと私は理解しています。

大井淳一郎委員 先ほど言ったことと重複しますがけれども、藤岡委員も言われたようなこういうチラシをまくのではなくて、森山議員とちゃんと話をして、問題になっているところをちゃんと解決に向けて動くべきだったと思っております。そのときに矢田議員は、「私は片方に付いているから、森山議員に話はできん」と言いました。矢田議員は別に弁護士でも何でもありませんが、間違っていたら正していただきたいんですけど、弁護士とすれば、依頼されたら、その依頼人のために解決に向けて動きます。当然、相手側の当事者に行きますよね。それで、こういうふうに

説明して、和解に持っていくという感じですが、話がちょっと飛躍しておりますが、何が言いたいかというと、矢田議員は、片方から頼まれたかもしれないけど、森山議員に働き掛けて、自治会内で問題となっている事実を説明して、解決に向けて動くべきだった。ましてや、元同じ会派だったんだから、それも可能だったと思います。それをせずに、こういうチラシをまいて、森山議員の社会的名誉を下げる行為は、かなり問題ではないかなと思っております。

奥良秀会長 委員からいろいろと意見が出ております。もともと同僚議員を陥れるために政倫審に掛けたんじゃないかという意見まで出ております。

伊場勇委員 4番だけじゃないと思うんですけども、申立書が10月3日に元請求代表者から出されたところも一つあるかなと思います。一つは資料です。資料について了解を得たと言っておりますが、申立書では、資料を公にすることの問合せを一切受けておりませんし、了承もしていないと。先ほど話に出た「疑惑のデパート」という怪文書についても、黒塗りになっていますが、そういった内部情報等があるんじゃないかと思えますし、そういった声も聞いていますし、議事録にもそういった内容が載っています。本当にちゃんとしなくてはいけない、了承を取るべきところを矢田議員本人の解釈でされてしまっている。そこには違う理由があったと思うんです。先ほど藤岡委員がおっしゃったような陥れようとかといったところも、もちろん含まれているようにも連想されるんです。そこについても、今まで資料が出た中でも、絶対には言い切れないですし、その部分が大きかったんじゃないのかなと思わざるを得ないです。

奥良秀会長 想像、類推の部分もあるとは思いますが、その辺はまた、ほかの意見があれば聞いていきたいと思っております。4番につきまして進んでいきますが、流れ的には1から4番までで、皆さんの御意見があればお願いします。自由討議ですから、審査、事実を深めるために行っております

ので、意見をお聞き求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

宮本政志委員 先ほど4番のところ「疑惑のデパートです」とか、文書の件が出ていたというか、触れられていましたけど、便覧の41ページにある地方自治法第132条に「品位の保持」があります。「普通地方公共団体の議会の中の会議あるいは委員会においてはと限定してあるんだけど、議員は無礼の言葉を使用し」、ここからが重要な。「又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」となっていて、その後に処置も第133条に載っているんだけど、議会内でもそういったところは注意しないといけないんですよと地方自治法にかちっと載っているんですよ。ということは、そういったことの域を完全に超えて、この怪文書というのは、会議とか委員会以前の問題よ。地方自治法にこのように書いてある、狭い範囲だけと書いてあるにもかかわらず、長年議員をやっつてね、そしてこういったものに本当にこうやって関与しているということがあった場合は、これは先ほどから4番に関してどうこうという議論があるけども、正直に言えば私ら3人は、政治倫理の域を超えたねという感想を持っているの。会派の中では、これは司法の場に預けたらという意見もあるんですよ。私らは捜査機関じゃないんで。それぐらいこれは大きな問題なんです。これは、一議員の問題だけじゃなくて、本当に我々議会の信頼を失墜させることになるぐらいの大きなことですよ。だから、この政倫審が進んできて、調査請求の4番で政治倫理はこうだねという域を超えています。これが本当に政治倫理の問題で収まるという程度じゃないというのは、我々の会派から、そういう意見も出ています。自由討議なんで、是非その辺りは、お伝えしたいなと思います。

奥良秀会長 司法の場じゃないんですけど、名誉棄損ということかもしれませんが、政倫審を超えているということですね。

白井健一郎委員 まず、政経ジャーナルについて、元請求代表者の発言が多々ありました。これが正確なものかどうか、書かれているものが正確なもの

のか、あるいは真実なものか確かめるには、元請求代表者を呼ぶのが一番だったわけですね。ただ、本人がどうしても嫌だということで、断られたということで、断念したわけです。やはり政経ジャーナルの内容が、たとえ元請求代表者がこれは正しいと断言していたとしても、我々の前で発言ができなかった以上、ちょっと割引は必要じゃないかなと思っています。

奥良秀会長 申立書の中で、嫌だという発言がありましたけど、そうではなくて、申立書の中には、もう自治会内の問題は済んでいるというような申立書だったと思います。申立書を出された方につきまして語弊があると思いますので、訂正させていただきます。

白井健一郎委員 あともう一つ、これは私も勇気を出して言います。この政経ジャーナルの作成者、名前を出してもいいんですけれども、もちろん反論があれば載せますとか、言ってみれば、一応手続は取っているんですが、あなたのことも書きますよとかという発言があるんです。そういうことを言うと、相手方の反応というか、それも自分の本当に思っていることと、ゆがんだ方向のことを言うという可能性も高まると思うんです。例えば、チラシならチラシの内容が正しいかどうかということに関して、疑問が生じるのではないかと思っています。

奥良秀会長 今のは白井委員の意見ということです。

大井淳一郎委員 この政経ジャーナルの記事がどうかということについては、元請求代表者名義で、申立書の1番で「文書内に出てくる私の発言についての記述は、全て事実であることを確認しており」ということになっております。署名が入っておりますから、私たちはこの出された資料を信じるしかないかなと思っています。

宮本政志委員 白井委員、先ほど割引と言われたけど、割引というのはどうい

う意味ですか。

白井健一郎委員 信ぴょう性はゼロパーセントから100%までであると思うんですが、100%信じることができるのか、あるいは、心象として60%、70%にとどまるのかというところでの割引という意味です。

宮本政志委員 その解釈は正しいと思う。当初から言っていますけど、ここは司法の場じゃないから。例えば、この怪文書に関して先日証拠が出ましたよね。片やそれがどうなんだという話になったときに、その証拠が本当に正しいものかどうかは、これこそが司法の場ではっきりすることで、我々議員というのは、出てきたものを、今おっしゃったように自分がしっかり調査研究して、そして、これは正しいものだ、これは誤っているものだと自分で判断を下していくべきでしょ、審査会にしても。それが議会であり議員と思っていますか。白井委員が言われた御自分の主観として、主観はこうですと。だからこれが正しいかどうかという判断も司法の場じゃないんだから、自分の主観でというのは正にそう思うの。これだってそういう表現があった、こうでしょう、それって本当に正しいの、本当にとというのは、そこはもう司法なの。だから、あくまで出てきたものを客観的に、そして、自分の調査研究の下でこれが正しいかどうかというのをこの審査会では判断していただきたい。これは我々3人と、それから会派でもそういう結論なったんで、それをお伝えしておこうと思います。

奥良秀会長 分かりました。なかなか政治倫理というのが、証拠とかという言葉もいろいろと問題があるんですが、少ない内容の中でいろいろと審議していかなくはいけないというもどかしさもある中、申立書も出まして、本来であれば、お越しいただいて、話を聞ければ一番いいところなんですけど、それもかなわないというところもありますので、なかなか難しいところがあると思います。そうは言っても、こういうふうきちんと調査請求書が出ておりますので、審査していきたいと思います。自由

討議で1から4までの意見を求めています、どうでしょうか。

大井淳一郎委員 これは全体的に言えることなんですけども、矢田議員については虚偽答弁が幾つか見られました。一つは調査請求を出されたときに会計資料とかも出されましたが、これは同意を得て出したと言っておりましたものの、実際は違ったということが申立書にありました。つまり虚偽であると。もう一つ、音声データなんですけども、これから類推すると、矢田議員は書いていないと言っていた疑惑のデパートという怪文書を含めた資料を実際は書いていた。ここも虚偽であるということがあります。ですから、音声データあるいは申立書の信ぴょう性をどうするかというのは、またそれぞれ評価が分かれるところですが、今、出されている証拠を客観的に照らし合わせると、矢田議員は幾つか虚偽答弁が見られると断じざるを得ない。これは、問題ではないかなと思っています。

奥良秀会長 この1から4に関しては、虚偽答弁のことは書いていないような状況なんです。

大井淳一郎委員 私が言いたいのは、虚偽答弁というのは、まだ始まっていないので、ないんですけど、この審査をする中で参考人は証人ではありませんけれども、誠実に協力する必要があると思うんです。事実をちゃんと述べていただきたかったけど、幾つか整合性が取れていないというのが見られたということは、事実だと思っています。

宮本政志委員 大井委員が言われることは、本当にごもつともよ。この調査請求に直接関係ないことなら虚偽答弁していいかどうかというのと、いけませんよね。あくまで我々3人が出した調査請求を基にした政治倫理審査会の中で行われた発言に幾つも虚偽答弁があったということですから。大井委員が言われたこと以外にも、まだ二つ三つということもあるわけなんで、調査請求に直接該当しないんじゃないかと、この政治倫理審査会

そのものの中で幾つもの虚偽答弁があったということで、私は、大井委員が言われたことに関しては、全面的に肯定いたします。

奥良秀会長 分かりました。そのほか1から4の中で、自由討議の中で意見がある方はいらっしゃいますか。

伊場勇委員 この1から4までですが、そもそも矢田議員がとってきた言動については、食い違うところがこんなに多いのかなという印象があります。そこについては、事実としてしっかり判断していかなくてはいけないだろうと思っています。この政治倫理審査会には関係ない、調査請求の項目にはないですけども、矢田議員は、森山議員のあらを探そうとかと行ったことで関係各所に行かれましたかと聞いたら、一切行ってないとも言われました。ここの調査請求に関係ないのかもしれませんが、言い切られたにもかかわらず、樋口参考人をお呼びしたときの中では、そういった事実が、6月13日でしたか、関係箇所に行かれたというところ。また、市の関係するところにも行かれたというところは、なんで隠さなくてはいけないのかなあと思いますし、何かまずいところがまだあるようにも思います。怪文書についても、この前、出されたのは2枚でしたが、そのほかにも怪文書はいっぱい出ていますので、そのことについても本当は一個一個やっていかなくてはいけないのかなと思いますけど、答えを出せる機関じゃないですから、そこも含めて相対的にも結論を出すために考えていく必要があるかなと思っています。

奥良秀会長 この調査請求にあんまり関係ないところですけど、同僚議員の名誉を傷つけるという行為というところには当てはまるんじゃないかというところがありました。そのほか1から4についてありますか。

吉永美子副会長 この議論の中で最初からずっと感じていたのは、矢田議員を対象としての調査請求が出ている中で、原因を作ったのは森山議員であるということを思いながら、この審査会に参加してきました。その原因

がなかったら、こんなことは出てきていないのにといい思いをずっと抱えてきました。いろいろ自由討議を聞かせていただく中で、改めて私が感じたのは、矢田議員はやり過ぎたと、手法を間違えているということ強く感じました。類推の域を超えないことがたくさんあって、何となくもやもやしているところがあるんです。先ほど話が出たお金が戻るといところを実現できるかのような虚偽というのは、私はそこまでは言っていないんじゃないかなと思っていますが、やり過ぎたところでは、チラシに関わったであろうと類推されることは皆さんが思っるところで、それが真実であれば、やはり森山議員の名誉を傷つけたことになるといことは、今日、改めて感じているところす。ほんとに虚偽答弁があっ、矢田議員の発言に対しての信ぴょう性は、言われていることが100%真実であると思えなくなっっているとい実態があるといことは、今日、改めて認識させていだいたところす。言葉足らずすけど、現在の私の思いです。

奥良秀会長 結構まとめていだいて、なかなか言いつらいようなこともきちんと言ってもらっ、ありがとうございます。

伊場勇委員 大事なところは、本市の政治倫理条例との関わりはどうなのかといところだと思っます。そこの解釈や持っていき方は、それぞれ考えもあるでしょうし、この条例についてどうなのか、この事柄がどうなのかといところは、もっともっと話し合うべきかなと思っます。

中島好人委員 私は最初から請願とか要望とかといっものが、誰が書いたのが問題になっっていくといこと自体を審査会の中で進めていってもいいもんだらうかといのは、最初からおかしいことじゃないかと思っています。今後、いろんな意味で、請願が出たときに、署名押印した人じゃなくて、これは誰が書いたのかとなっってしまう。その辺を危惧しているわけす。私としては、そもそも確かな資料といのが、これが正しいか、正しくないかといことではなくて、審査の中で正しいか、正し

くないか明らかにしていきたいと思いますという発言が審査の中でもあったんですけれども、この発言そのものがおかしな発言だなと思います。正しいから、資料として提出し、審査するというのが筋だと思うんです。この二つの点から見ても、さっき審査会は、そもそもどうなのかという話があったんで、私はそう思っているということを出言しておきたいと思えます。

奥良秀会長 ほかに意見がある方はいらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、暫時休憩します。

---

午後 3 時 5 0 分 休憩

---

---

午後 4 時 再開

---

奥良秀会長 それでは休憩を解きまして、審査会を再開いたします。今日、自由討議をしましたが、終結はしておりません。新たな事由ということでもいろいろ出てきました。また、議事録を精査しながらやっていきたいと思えますが、何か御意見があればお聞きしたいと思えます。

伊場勇委員 今日の自由討議で、今まで積み上げてきた事実について、それぞれのいろんな意見が聞けました。最終的には審査会としての結論を出していかななくてはならないんですが、今日の意見を聞いて、また整理して、もう一度、自由討議を継続して、この条例のどこにどういった解釈でこの事柄が当たるのかということもはっきりさせていかななくてはならないと思えました。今日の今日で結論は出ないので、会長が言ったように今日の議事録を精査して、また集まって、自由討議の再開ということが望ましいんじゃないかなと思えます。

奥良秀会長 ほかに意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）次回の予定ということで、議事録が出来上がったときに日にちを早めに決めまして、

自由討議を開きたいと思います。また、本日の審査会の中で個人情報等があれば、私に一任していただければ、そういうことがないように精査していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）そういうことで、何かあれば精査させていただきます。ほかになればこれで終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、12回目の政治倫理審査会を閉じさせていただきます。皆さんお疲れ様でした。

---

午後4時5分 散会

---

令和5年（2023年）3月22日

政治倫理審査会長 奥 良 秀